平成２８年（フ）第３１３号
東京都練馬区旭丘２丁目16―13
債務者　吉田　正恵
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４３号
東京都渋谷区本町４丁目７－２－105、申立時の住所東京都渋谷区本町４丁目44－４－302
債務者　天野　広美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９９９号
東京都江戸川区南葛西２丁目10―６　第２トヨダビル302
債務者　小西　高行
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２１号
東京都青梅市河辺町８丁目１番地の52
債務者　武田　周二
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４７号
東京都三鷹市上連雀７丁目33番４号シティハイムモア105
債務者　鈴木日登美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５７号
福岡県みやま市瀬高町坂田909番地１
破産者　有限会社宝食品
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
山口県萩市大字椿東5070番地の41
破産者　有限会社エイ・エム・ケイ
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第７０９号
静岡県島田市川根町家山4152番地の12
破産者　藁科　　博
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９号
北九州市八幡東区中尾２丁目１番１号
破産者　株式会社千壽
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８号
青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字泥ノ沢２番地１
破産者　吉田組株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
秋田県横手市梅の木町７番28号
破産者　有限会社堀江商会
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３７号
栃木県那須塩原市大原間西１丁目18番地５
破産者　椎名電工株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第３８号
栃木県那須塩原市北和田385番地９、前住所栃木県那須塩原市大原間西１丁目17番地２パストラル那須101号
破産者　椎名　正実
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１５４号
群馬県太田市東本町11―15、商業登記簿上の本店所在地栃木県足利市小俣町454番12
破産者　アダム　エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９１号
富山県南砺市井波560番地４
破産者　坂戸　博光
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１１号
富山県南砺市福光7415番地２
破産者　吉田　純一
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１０号
石川県珠洲市蛸島町ナ部12番地
破産者　濱田漁業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第３３１６号
大阪市中央区本町２丁目３番４号
破産者　株式会社セレス
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６０号
大阪府枚方市北中振３丁目20番17号
破産者　有限会社ナウエステート
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部